

長浜市の児童発達支援事業のご案内

児童発達支援は児童福祉法に基づいた福祉サービスです

「長浜市児童発達支援センター」と「長浜市こども療育センター」では、歩行が遅い、言葉が遅い、集団に入れない、友だちとのやりとりが苦手、落ち着きがないなど、発達支援の必要なお子さん一人ひとりの発達を支え、ご家庭、保育・教育機関などと連携し、地域で豊かに生活していけるよう支援します。

～ご利用案内～

- ◆対 象 長浜市にお住まいで、発達支援が必要な就学前のお子さん。
幼稚園・保育園・認定こども園に入園されているお子さんでもご利用できます。
※この事業を利用する場合「通所受給者証」が必要です。
- ◆費 用 当園が提供する児童発達支援を利用されたときには、利用料をご負担いただきます。
(この費用については、3歳児以上は無償化対象ですが、それ以外のお子さんは申請いただくことで免除となります)
その他必要に応じて、費用をいただく場合があります。
- ◆療育内容 お子さんの発達状況に応じた個別支援計画に基づいて、支援します。
 - ・見る、聞く、さわるなどの経験を通して、感覚の働きを高めます。
 - ・運動遊びなどで楽しみながら、からだの使い方を身につけます。
 - ・スキンシップ遊び、親子遊び、集団遊びを通して大人との信頼関係を深め、友だちへの関心を高めます。
 - ・小集団や個別の活動を通して社会性を身につけ、生活していくうえでの必要なルールやスキルを学びます。

※親子分離の時間は30分～1時間程度設けます。その間に、保護者グループでの話し合いやミニ勉強会などをします。

午前のプログラムの流れ

- 10時00分 登園
- ・自由遊び
 - ・始まりの会
 - ・親子遊び、グループ遊び
スキンシップ遊びや運動遊びなど
 - ・帰りの会
- 11時30分 降園

午後のプログラムの流れ

- 14時30分 登園
- ・自由遊び
 - ・始まりの会
 - ・グループ遊び、ルール遊び
運動遊び、個別課題など
 - ・帰りの会
- 16時 降園

- ・「自分のこと（からだや気持ち）がわかる」
 - ・「身近な人との信頼関係をつくる」
 - ・「生活の中でわかること、できることが増える」
- 主にこの3つの視点を大切に、遊びの中で支援をしています。



園長を中心に年間計画に沿って、保護者グループの活動を進めています。

日頃から、療育スタッフの園訪問や、在籍園と子どもさんの支援について話し合う機会をもつなど、園との連携を密にとっています。



◆児童発達支援センター（浜の子園）

長浜市小堀町32番地3
（ながはまウェルセンター 2階）
TEL：0749-65-2525



◆こども療育センターいちご園

長浜市高月町渡岸寺160番地
（長浜市役所高月分庁舎 2階）
TEL：0749-85-5870



長浜市『保育所等訪問支援事業』ご案内

保育所等訪問支援事業とは・・・

保育所・幼稚園・認定こども園に職員が訪問し、対象のお子さんが集団生活に適應できるよう支援を行います。

対象となるお子さんの様子や環境に応じて、職員が直接関わったり、在籍園での様子を見たりして、関わり方や過ごし方の工夫について一緒に考えます。

- ◆対 象 長浜市が提供する保育所等訪問支援が必要であると認められたお子さん
- ◆費 用 児童発達支援センターが提供する「保育所等訪問支援」を利用されたときには、利用料をご負担いただきます。（この費用については申請いただくことで免除となります。）

支援内容

☆いずれも、訪問の回数は、月に1～2回です

【間接支援】

お子さんの集団生活の様子を観察し、在籍園の先生に支援方法の提案を行います。

＊1回につき、1時間程度

【直接支援】

訪問支援員が直接、保育の中に入って、在籍園の先生と一緒に支援を行います。

＊1回につき、1時間程度

【個別支援】

在籍園の一室（部屋）をお借りして、“あそび”を中心とした課題を設定し、訪問支援員がお子さんに支援を行います。

＊1回につき、45分程度

その他

- ・必要に応じて、保護者との面談や、在籍園との話し合いを行います
- ・発達相談（検査）も受けていただけます

施設のご案内

長浜市児童発達支援センター（通称：浜の子園）

長浜市小堀町32番地3
（ながはまウェルセンター2階）

開所時間：9時00分～16時45分

【TEL】 0749-65-2525

★お電話の際は、開所時間内をお願いします

